

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの状況

大阪ガスグループは、企業価値の最大化を目指し、公正で透明な事業活動を通じて全てのステークホルダーの価値を高めるグループ経営理念「価値創造の経営」に基づき、経営の健全性を一層向上させるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図っています。

当社では、取締役会などにより定められた社内規程に則って、業務執行を行う取締役及び執行役員で構成する経営会議及び取締役会で十分に審議を尽くした上で意思決定を行っています。取締役会は、社外取締役2名を含む13名で構成され、当社グループ全般にかかわる重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と監督機能の充実を図っています。また、当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員が取締役会の決議で委嘱された職務の執行に従事するとともに、代表取締役と取締役の一部が執行役員を兼務し、取締役会の監督機能、及び業務執行機能のより一層の強化を図っています。当社は定款におい

て、取締役は27名以内とする旨及び取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。

また、当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む4名の監査役それぞれが当社グループの取締役の職務執行を監査しています。さらに、取締役の指揮命令系統外の専従スタッフ3名から成る監査役室を設置し、監査役の調査業務を補助することにより、監査役の監査機能の充実を図っています。

なお、社外取締役2名及び社外監査役2名は、当社グループの主要な取引先・当社の主要株主（それらの業務執行者を含む）ではないなど、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分な独立性を有していると判断して当社が上場している金融商品取引所に対して独立役員として届け出ています。

内部統制システムの整備状況

当社は、内部監査部門として監査部（21名）を設置し、年間監査計画などに基づいて、業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、社内組織に助言・勧告を行っています。事業部門については、社内規程で職責権

限を明確に定めた上で権限委譲を行い、組織内部に監査人を設けるなど、監査機能や内部統制機能の充実・強化に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制

